

総務委員会修正提案

修正案は、私と儀武さとの委員の2人で提出者とさせていただきます。

それでは、第1号議案に対する修正案について、提出者を代表して御説明申し上げます。

第1号議案、豊島区自治の推進に関する基本条例の一部を改正する条例に対する修正案、上記の修正案を豊島区議会会議規則第69条の規定により提出する。年月日、提出者、総務委員長あてでございます。

第1号議案、豊島区自治の推進に関する基本条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正いたします。

「第12条に次の1項を加える。

3 区長等は、地域区民ひろばをコミュニティを基盤とする活動の拠点として位置付け、その充実に努めなければならない。」

を削る

私ども日本共産党は、この間の総務委員会の質疑におきまして、地域区民ひろばを位置づけることはふさわしくないということを主張してまいりました。理由として、区民ひろばがまだすべての小学校区で実施されてはいないこと、またそれぞれの運営形態も違うこと、すでに区民ひろば条例で位置付けられているものを、重ねて特別に基本条例に位置付ける必要はないこと、パブリックコメントでも「区民ひろばを自治の活動拠点に位置付けるというメリットが不明」というものもあったところです。セーフコミュニティについても疑問はありますが、100歩譲って「安全・安心」ということについては、誰もが納得できる目標であることから、了解するところです。

一方、区民ひろばについては、その活動を否定するわけではありませんが、区長から諮問を受けた自治推進委員会のなかでも、意見が分かれたところでもあります。具体的な施策である区民ひろばについては、理念を骨子とする自治推進基本条例に位置付けるのはふさわしくないと考えます。

以上のことから、今回、地域区民ひろばについては削除するということが妥当だと考えて提案したものでございます。

以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。